

公益社団法人

# 館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

南房総市千倉町の初日の出

## 法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

### 主な内容

- 新年のご挨拶
- 確定申告のお知らせ
- 館山税務懇話会特別例会
- 令和8年度税制改正に関する提言
- 納税表彰
- 理事会・委員会・部会の動き
- 全国青年の集い山梨大会参加報告書
- 今後の事業実施予定
- 税務署からのお知らせ
- 健康コーナー「知りたい、現代のお酒との付き合い方」
- 新会員紹介

 (公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

VOL.131

2026.1.15  
令和8年

# 謹賀新年

新春を迎え 会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます  
 今私共を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況に置かれています  
 国による景気は 米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの 緩やかに回復している 先行きについては雇用・所得環境の改善や各種施策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが 米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であるとしていきます

このような中 国は「強い経済」を実現するための総合経済対策を昨年11月に閣議決定をし 経済対策の3つの枠組みを示し 新たな成長型経済への移行を目指しています  
 この取り組みにより この1年が 私どもも中小企業にとって将来に向けて明るい展望が開ける希望の年になりますよう お祈り申し上げます  
 館山法人会は 引き続き公益法人として 法人会の理念のもと 税務行政の推進 地域社会への貢献 会員企業の健全な発展への貢献に努めてまいりたいと存じます  
 本年もご指導ご支援をお願い申し上げます



令和八年 元旦  
 公益社団法人 館山法人会  
 会長 本間 亨

# 新年明けましておめでとうございませう

令和八年の年頭に当たり 公益社団法人館山法人会の皆様へ  
 謹んで新年のごあいさつを申し上げます

本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には  
 平素より私ども税務行政に對しまして格別のご高配を賜り 厚く御礼申し上げます  
 旧年中は 各種の税に關する説明会・研修会はもとより 税に關する絵はがきコンクールや南房総市産業まつりでの税金クイズの実施 税を考ふる週間における街頭広報など  
 税知識の普及・税の啓発活動に多大なる御尽力をいただきました  
 また 支部ゼミ懇談会をはじめ様々な会行事には 私どももお招きいただき おかげさまで 会員の皆様からの率直な御意見を伺うことができました

皆様の法人会事業への熱意に對しまして 改めて感謝申し上げます  
 さて 私ども国税庁は 本年も 税務行政及び社会全体へのDXを更に前に進めるため 特に関税・e-Tax及びキャッシュレス納付の普及推進に努めますので  
 引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます  
 結びに当たり 会員の皆様の御多幸と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして 新年のごあいさつとさせていただきます



令和八年 元旦  
 館山税務署長 長峰 英樹

## 謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

令和8年 元旦

### 公益社団法人 館山法人会

相談役	平田 哲平	常任理事	飯田 彰一	常任理事	高梨 潔	常任理事	小沢 正順	常任理事	小川 伸二
会長	本間 亨	"	濱島 修	"	齋藤 守彦	"	川名 和好	"	川名 康一
副会長	鈴木 義康	"	本橋 亮一	"	小原 將弘	"	若林 康弘	"	石川 浩二
"	綱嶋 茂信	"	角田眞一郎	"	庄司 義則	"	押元 努	監事	鈴木 弘明
"	清宮 和子	"	村井 智博	"	落合 薫	"	佐藤 広之	"	島田 誠一
"	早川 光樹	"	小川 玉江	"	篠寄 忠昭	"	小畑 和美	"	渡辺 雄二
"	辰野 方哉	"	日暮 靖	"	鈴木 辰也	"	安田 憲史	"	
常任理事	友野 修	"	栗原 保博	"	鈴木 誠一	"	池田 康弘	"	
"	川名 光俊	"	望月 昇	"	小林 稔	"	本多 一統	"	
"	平田 英雄	"	柴田 栄樹	"	柴田 一	"	鈴木 利恵	"	

### 館山税務署

署	長	長峰 英樹	個	人	課	税	部	門	官	中石 猛
総務課	長	星本 貴樹	統	産	括	括	部	官	門	加藤 崇
法人課	税	部	統	統	括	括	部	官	門	
法統	括	部	統	統	括	括	部	官	門	
法人課	税	部	統	統	括	括	部	官	門	
法上	席	調	統	統	括	括	部	官	門	
徴収	部	査	統	統	括	括	部	官	門	
統括	部	査	統	統	括	括	部	官	門	

### 千葉県税理士会館山支部

支部	長	早野 喜良
副支部	長	相樂 行孝
総務	部	安西 史裕
本会	理	佐藤 裕介

# 第41回法人会全国大会（高知大会） 令和8年度税制改正に関する提言

令和7年10月16日（木）高知県高知市・高知県立県民文化ホールにて、全国約70万社の会員、41都道府県法人会連合会と440単位会による全国大会が開催されました。  
約1,600名参加の大会議事において「令和8年度 税制改正に関する提言」が決議されました。

## 大会 大プログラム

### 第1部 大会式典

### 第2部 記念講演

「変化の時代の経営、危機をチャンスに」  
元ローソン・ジャパン社長  
一般社団法人SDGsソーシャルデザイン協会  
名誉顧問 都築 富士男氏

### 第3部 懇親会



全法連齋藤会長のあいさつ



# 令和8年度 税制改正に関する提言 (要約)

## 《基本的な課題》

### I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

### 1. 財政健全化に向けて

- ・「今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

### 3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず臍より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

### 4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

## 5. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率について  
近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。
- (2) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。
- (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置  
中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。
  - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。
  - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。
  - ③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。
- (4) 中小企業等の設備投資支援措置  
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。
- (5) 償却資産に対する課税の見直し  
固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。
- (6) 中小企業の事務負担軽減  
インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

#### 2. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し  
この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実  
特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

### **3. 消費税への対応**

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

## **IV. 自然災害への対応**

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

## **V. その他**

### **1. 納税環境の整備**

### **2. 環境問題への対応**

### **3. 租税教育の充実**

#### **《税目別の具体的課題》**

### **1. 法人税関係**

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け貸上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

### **2. 所得税関係**

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

### **3. 相続税・贈与税関係**

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

### **4. 地方税関係**

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

### **5. その他**

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

# 長峰署長ら新幹部を迎えて

## 納税推進へ館山税務懇話会が歓迎会



会長挨拶

館山税務懇話会（本間亨会長）主催による恒例の館山税務署7月人事異動に伴う歓迎会が8月27日夕日海岸昇鶴で開かれました。

当日は顧問の県・各市町の幹部をはじめ、懇話会役員の約70名が出席し、納税推進へのお互いの理解を深める場となりました。

冒頭、主催者を代表して本間会長が、税務署新体制への期待と歓迎のことは。

「当会は、納税思想の高揚

館山税務懇話会 =納税協力10団体=	
公益社団法人 館山法人会	本間 亨
一般社団法人 館山青色申告会	小芝 幸一
千葉県税理士会 館山支部	早野 喜良
館山間税会	小林 康男
館山税務署管内 納税貯蓄組合連合会	刈込 浩一
千葉県酒造組合 安房支部	亀田 雄司
館山商工会議所	安田 信之
安房郡市 商工会長協議会	大川 浩司
館山小売酒販組合	今井 義明
千葉県卸酒販組合 安房支部	川名 光俊

を図るため関係機関と協調して、税法等の普及やe-Taxなど普及拡大等広報や「税を考える週間」行事の納税表彰式への参加等、成果をあげてきたところです。現在、内需は拡大しているが円安の影響もある。このような状況だからこそ企業自ら研鑽していただきたい。本日は、会員が一同に会した良い機会でありますので、限られた時間ですが、行政機関のご指導の下、この地域が明るく元気になるような話し合いの場になればと思います」と挨拶。

続いて長峰新署長が「今回

の人事異動で多く職員の動きがあり、職員数も減少したが、これまで同様のご協力をお願いしたい。管内を拝見したが、海や山の自然が豊かで花火大会や八幡の祭礼など伝統行事が多いと聞いており、積極的に参加したい。館山税務懇話会の皆様方には、税務行政のよき理解者としてe-Taxやキャッシュレス納付のデジタル化の利用拡大などご協力をお願いしたい」と着任のあいさつ。次いで新陣営の税務署幹部の自己紹介があり、森正一館山市長の乾杯で懇親会になりました。



税務署幹部の紹介

和やかな雰囲気の中で、お互いの共通理解を深める出会いの場となりました。

## 竹川署長は国税局課税第二部消費税課長へ栄転 後任長峰英樹署長は国税局総務部営繕管理官から着任

館山税務署で7月10日付の人事異動があり、新体制となりました。竹川洋樹署長は国税局課税第二部消費税課長として栄転いたしました。

各部会や支部セミナーなどの署長卓話は、国税局などで、国の財政を支える組織となるために法定調書などを有効活用し、正しく申告・納税が行えるよう、「資料情報の概要・これからの確定申告に向けて」を分かりやすく説明するなど好評でした。ご指導有難うございました。

後任には、国税局総務部営繕管理官から、長峰英樹署長が着任されました。よろしくお願いたします。

河内博和統括官は江東西税務署法人課税第一部門統括官として栄転しました。よろしくお後任には、新宿税務署特別調査情報官から奥上尚知統括官が着任しました。よろしくお願いたします。



\*\*\*\*\*

# 受賞者名簿

\*\*\*\*\*

## 館山税務署長表彰

### (税務功労)

金井 澄男  
(一般社団法人館山青色申告会 理事)

鈴木 辰也  
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

鈴木 弘明  
(公益社団法人館山法人会 監事)

高梨 潔  
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

## 館山税務署長感謝状

### (税務功労)

石井 義雄  
(一般社団法人館山青色申告会 理事)

佐藤 広之  
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

庄司 正  
(一般社団法人館山青色申告会 理事)

杉田 恒雄  
(一般社団法人館山青色申告会 常任理事)

永井 洋  
(一般社団法人館山青色申告会 常任理事)

安田 憲史  
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

### (租税教育推進校)

南房総市立嶺南中学校

一ご披露一

## 東京国税局長表彰

### (税務功労)

吉川 進  
(一般社団法人館山青色申告会 副会長)

## 小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催：館山税務署  
後援：公益社団法人館山法人会  
一般社団法人館山青色申告会

## 【最優秀賞】

小倉 乙晴 南房総市立富浦小学校 (1年)

阿部 陽斗 館山市立館山小学校 (2年)

神作 英希 南房総市立三芳小学校 (3年)

大胡 美翔 鋸南町立鋸南小学校 (4年)

澤 佑陽 南房総市立三芳小学校 (5年)

鈴木 かほ 南房総市立千倉小学校 (6年)

## 中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会  
館山税務署管内納税貯蓄組合連合会  
国税庁

## 【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

佐藤 由彩 鴨川市立安房東中学校 (3年)

鈴木 さな 南房総市立南房総中学校 (3年)

## 【館山税務署管内

### 納税貯蓄組合連合会 会長賞】

加藤 明衣 南房総市立南房総中学校 (3年)

鈴木 真依 鴨川市立長狭中学校 (3年)

## 【館山税務署長賞】

山崎 綾香 南房総市立南房総中学校 (3年)

松本 葵 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

## 【千葉県館山県税事務所長賞】

鈴木 愛央 館山市立第一中学校 (3年)

## 【市町長賞】

### 館山市長賞

赤尾 祐亜 館山市立房南中学校 (3年)

鈴木 真翔 館山市立第一中学校 (3年)

田中 直矢 館山市立第一中学校 (3年)

### 鴨川市長賞

影山 耀大 鴨川市立安房東中学校 (3年)

佐伯心千花 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

砂田 唯花 鴨川市立長狭中学校 (3年)

### 南房総市長賞

上本 武志 南房総市立南房総中学校 (3年)

醍醐 輝 南房総市立富山中学校 (3年)

本明 天陽 南房総市立富山中学校 (3年)

### 鋸南町長賞

川名 俊輔 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

## 【一般社団法人館山青色申告会 会長賞】

鈴木 陽菜 南房総市立南房総中学校 (3年)

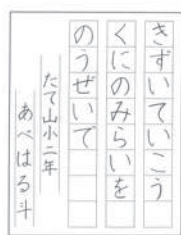
## 【公益社団法人館山法人会 会長賞】

須田 朱那 鴨川市立鴨川中学校 (3年)



署長表彰受賞者

## 【最優秀賞】



南房総市立富浦小学校 1年 小倉 乙晴      館山市立館山小学校 2年 阿部 陽斗      南房総市立三芳小学校 3年 神作 英希      鋸南町立鋸南小学校 4年 大胡 美翔      南房総市立三芳小学校 5年 澤 佑陽      南房総市立千倉小学校 6年 鈴木 かほ

# 秋の支部ゼミナールの動き

署長卓話 キヤツシユレス納付のススメ

「お札の話」とともに

税務研修 令和7年度の年末調整について

調査官の育て方

法人会の福利厚生制度

20支部4会場で172名が参加

秋の恒例行事「支部ゼミナール」が館山税務署の協力を得て、20支部が4会場で開かれ、延べ172名が参加しました。

担当地区支部長のあいさつに続き、長峰英樹署長が、e-Taxやダイレクト納付の利用促進をお願いしながらの挨拶。そして研修会へ、初めは長峰英樹署長によるキヤツシユレス納付のススメ「お札のお話」とともに。

東京国税局などで、主に徴収・滞納処分や総務部の経験から、国税当局を取り巻く環境の変化から税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進により納税者サービスの充実を図るとともにキヤツシユレス納付が進んでいない館山税務署管内での利用率向上をお願い。そして昨年の7月から発行された新しいお札の話を交え、これらの税務行政をわかりやすく

## 支部ゼミナール 会議次第

- 1 開会
- 2 支部長あいさつ
- 3 長峰英樹税務署長あいさつ
- 4 税務署職員の紹介
- 5 研修会  
講師  
長峰英樹税務署長  
奥上尚知法人課税部門統括官  
清水龍生法人課税部門上席調査官  
土屋旭法人課税部門事務官
- 6 法人会の福利厚生事業について
- 7 事務局からの連絡事項
- 8 閉会  
終了後 税務署幹部を交えて意見交換会



白浜・千倉・丸山・和田支部合同ゼミ  
栗原保博丸山支部長あいさつ



北条第1・第2・第3、  
長須賀、館山、那古船形三芳、富浦支部合同ゼミ  
(小林稔北条第3支部長あいさつ)

解説していただきました。次に清水龍生上席調査官と土屋旭事務官が令和7年度の年末調整について説明。改正点を中心に、これから行う年末調整の記載方法など具体的に解説していただきました。最後に奥上尚知統括官が「調査官の育て方」を説明。

自身の若い頃の経験から国税調査官としての知識習得のため、ユニークな具体例を交え解説し、これからの国税調査への理解と協力などを解説していただきました。

研修会に続いて、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局から会員増強のお願い等の連絡事項のあと、税務署幹部を囲んで和気あいあいの意見交換を行い終了しました。講師のみなさんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。



鴨川6支部合同ゼミ  
川名和好江見支部長あいさつ



富山・勝山・保田支部合同ゼミ  
鈴木辰也勝山支部長あいさつ

- 10月31日(金)  
白浜・千倉・丸山・和田支部  
支部長 鈴木屋 彰一  
飯田 正順  
小沢 保博  
栗原 義則  
庄司 加藤  
参加者 34名
- 11月10日(月)  
富山・勝山・保田支部  
支部長 若林 康弘  
鋸南町商工会館 辰也  
鈴木 智博  
村井 智博  
参加者 34名
- 11月21日(金)  
北条第1・第2・第3・  
長須賀・館山・那古船形三芳・  
富浦支部  
支部長 夕日海岸昇鶴  
望月 靖昇  
日暮 稔  
小林 亮一  
池田 康弘  
鈴木 誠一  
高梨 潔  
参加者 49名
- 11月20日(木)  
江見・鴨川南・鴨川中央・  
鴨川北・長狭・天津小湊支部  
支部長 川名和好  
本多 一和  
小原 将弘  
篠原 忠昭  
落合 薫  
齋藤 守彦  
参加者 49名
- 11月20日(木)  
鴨川ユニバーホテル  
支部長 川名和好  
本多 一和  
小原 将弘  
篠原 忠昭  
落合 薫  
齋藤 守彦  
参加者 49名

# 理事会

# 委員会

# 部会

# の動き

## 理事会等

### ◎第3回理事会

9月5日(金)

鴨川ユニバースホテル

- ・令和7年度事業の執行状況について
- ・令和7年度会員増強運動の実施について

・支部ゼミ懇談会の開催について

### ◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会

出席者 33名



第3回理事会 9月5日

9月5日開催の理事会開会前、法人会と提携している保険会社3社(大同

生命保険・AIG損害保険・アフラック生命保険)と各種保険の内容や加入状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

出席者

39名

## 税制委員会

「令和8年度税制改正に関する提言」の地元国会議員及び地方自治体に対する要望活動

11月19日(水)

要望先

国会議員 浜田靖一氏

館山市長 森 正一氏

館山市議会議長 鈴木正二氏

(要望先は全法連の指示による)

参加者

2名

## 広報委員会

会報編集会議

### ◎第2回広報委員会

11月14日(金)

法青会館にて

・会報131号編集会議

出席者

8名



第2回広報委員会 11月14日

## 組織委員会

◎会員増強を図るため管内各金融機関を訪問し、協力を依頼

9月12日(金)

・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、館山信用金庫

出席者

3名

## 青年部会

### ◎役員会

9月9日(火)

法青会館

・「全国青年の集い」(山梨大会)について

- ・例会について
- ・税金クイズについて
- ・会員増強について

出席者

6名

### ◎部会例会

11月7日(金)

法青会館

- ・今後の行事について
- ・会員増強について
- ・税務研修会
- ・記念講演

令和7年度の年末調整について他

講師 奥上法人課税部門統括官

参加者

16名

### ◎全法連「全国青年の集い」

山梨大会

11月20日(木)・21日(金)

- ・YCC 県民文化ホール、甲府記念日ホテル、アイメッセ山梨
- ・租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞

- ・部長サミット
- ・会員交流分科会
- ・記念講演

「プロヴィンチア(地方クラブ)の挑戦」フットボールの枠を超えた存在と役割

講師 (株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ代表取締役社長 佐久間悟氏

参加者

7名

### ◎税金クイズの実施

11月16日(日)

南房総市産業まつり会場(千倉町)

クイズ参加者約200名

参加者 8名

## 女性部会

### ◎法人会全国女性フォーラム

北海道大会

9月18日(木)

札幌パークホテル

記念講演「ストーリーあるプロデュース」～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～

講師 伊藤 亜由美氏 (株)クリ

エイティブオフォイスキュー代表

取締役

参加者 3名

### ◎役員会(幹事以上)

11月5日(水)

今後の行事予定について

・会員増強について

・税務研修会

令和7年度の年末調整について他

講師 奥上法人課税部門統括官

参加者 28名



青年部会税金クイズ 11月16日

## 源泉研究部会

### ◎第2回税務研修会

10月28日(火)

法青会館にて

・年末調整・法定調書について

講師 奥上法人課税部門統括官

加藤資産課税部門統括官

土屋法人課税部門事務官

出席者 16名



女性部会役員会 11月5日



源泉研究部会 10月28日

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

## 納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス

検索



## 消費税の期限内納付を忘れずに!!

消費税には  
申告・納付期限  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが利用  
できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- ※ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(1)</sup>。
- ※ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ※ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ※ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特別<sup>(3)</sup>があります。

## 期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特別を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

法人会



# 第39回 法人会全国青年の集い 山梨大会 参加報告書

部会長：小川伸二

## 1. 開催概要

令和7年11月20日(木)・21日(金)の2日間、富士山、八ヶ岳、南アルプスに囲まれた山梨県において、第39回法人会全国青年の集い 山梨大会が「人は石垣人は城〜光り輝く未来のために〜」をスローガンに開催されました。

法人会青年部会は、租税教育の推進と健康経営の推進を活動の柱としており、本大会の目的は、これらの活動をさらに深め、地域社会への貢献を強固にすることにありました。昨年度の福井大会(第38回)と同様に、多大な学びと人とのつながりを得る貴重な機会となりました。

## 2. 部会長としての主要な活動と学び

部会長として、初日は部会長ウェルカムパーティーと、2日目は部会長サミットに参加いたしました。

ウェルカムパーティーは甲府記念日ホテルにて開催され、全国から集まる青年部会長約480名が、山梨の味覚を堪能しながらコミュニケーションを図り、相互の親睦を深めました。この交流の時間は、新たなネットワークを築く基盤となりました。

翌日の部会長サミットでは、「租税教育活動と法人会版健康経営プロジェクトの推進」をテーマに、約480名の参加者による円卓会議が行われました。青年部会活動の「両輪」であるこれらの活動に取り組む背景を確認するとともに、各部会が取り組んでいる活動事例を共有し、会全体の活性化に繋がるよう積極的な活動を展開するための共通理解を深めました。

## 3. 大会でのハイライト

大会を通じて、青年部会活動の柱に関する具体的な学びを深めることができました。初日には租税教育活動プレゼンテーションおよび健康経営大賞の結果発表・表彰が行われ、健康づくりに向けた地域貢献の成功事例から多くの知見を得ることができ、今後の活動への意欲を新たにしました。

また、2日目午前で開催された会員交流分科会では、「租税教育活動のさらなる推進〜すべての小学校での開催に向けて〜」がテーマとされ、全国の好事例と課題が共有されました。

記念講演会では、約1,800名が参加する中、株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長の佐久間 悟氏が登壇され、「プロヴィンチア(地方クラブ)の挑戦」をテーマに講演されました。佐久間氏は、スポーツを通じた地域連携や健康経営の最前線を語られ、クラブが「地域の健康プラットフォーム」として果たしてきた役割について、経営者・組織リーダーにとって実践的なヒントを提供しました。これは、昨年の福井大会での記念講演(笠井信輔氏)と同様に、参加者に勇気を与え、活動への取り組みについて考えを深める機会となりました。

大会の締めくくりである大懇親会には約1,800名が参加し、山梨県笛吹市出身のミュージシャン藤巻亮太氏(レミオロモン)によるアトラクションなど、山梨の食や文化を通じて会員相互の親睦を深め、絆をさらに深める場となりました。

## 4. 結び

山梨大会宣言にも示されている通り、戦国武将・武田信玄の言葉「人は石垣、人は城」にあるように、人との絆こそが最大の力であるという精神を再認識しました。

今回の山梨大会で得た貴重な経験と、全国の仲間との絆を活かし、当地域の租税教育活動および健康経営を積極的に推進し、次代を担う子どもたちのため、そして日本社会の発展のために、力強く活動を展開していく所存です。



式典 全法連女連協 村上会長挨拶

## 法人会 全国女性フォーラム 北海道大会へ参加

爽やかな秋晴れのなか、第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会が札幌パークホテルにて約1,600名の参加で開催されました。北海道出身で俳優大泉洋さんの所属事務所の代表取締役伊藤亜由美氏の記念講演、式典、懇親会が行われました。

すばらしい講演や他県の女性部会員との親睦も深めることができ、非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。  
女性部会長 鈴木利恵

# 館山税務署からのお知らせ

令和7年 11 月

## ○税務署駐車場について

税務署内の駐車場は、令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までの期間  
はご利用いただけませんので、確定申告の相談等で来署される場合は、近隣の有料駐車場にお停  
めいただくか公共交通機関をご利用ください。

※近隣の商業施設及び公共施設等への駐車はご遠慮ください。

## ○確定申告等相談の予約方法について

税務署での相談を希望される方は、予約方法が次表のとおり時期により異なります。

	令和8年 1月8日(木)～ 2月13日(金)	令和8年 2月16日(月)～ 3月16日(月)	令和8年 3月17日(火)～ 3月31日(火)
LINE予約(※1)	○	○	○
当日入場整理券(※2)	×	○	×
電話予約	○	×	○

※1 LINE予約は2日前から14日先まで可能です。(例:2月16日に予約する場合は、2月18日～2月26日の相談予約が可能)

※2 当日入場整理券は、2月16日～3月16日のみ配付します。

なお、上記以外の期間は当日入場整理券の配付はありませんので、LINE予約又は電話予約をご利用ください。

## ○確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。  
また、混雑回避の観点から郵送での提出をご検討ください。

オンライン事前予約は LINE から！

LINE アプリで国税庁 LINE 公式  
アカウントを「友だち追加」  
して予約してください。

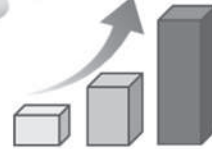


友だち追加は  
こちらから↑

# 確定申告は自宅から！

# 確定申告は マイナポータル連携に お任せください

利用者  
**300**万人を  
突破！！



マイナポータル連携には こんなメリットが...



医療費の領収書等の  
収集や集計が  
不要



確定申告書の  
該当項目へ  
自動入力



書類の  
管理・保管が  
不要

- ✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
- ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
- ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、今年は、よりスムーズだった

利用した方から  
感動の声も続々！



## マイナポータル連携の対象はこちら

### 収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※1
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

### 控除関係

- 医療費※2
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料等)※2
- 生命保険・地震保険※2
- iDeCo
- 住宅ローン控除関係 など

① 令和8年1月以降、収入関係については、「生命保険契約等の一時金・年金」及び「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」(それぞれ対応する保険会社に限ります)が、控除関係については、ふるさと納税以外の一部の寄附金が、新たにマイナポータル連携の対象となる予定です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

マイナポータル連携  
の詳細はこちら



連携に対応している  
証明書発行企業等はこちら



代理人登録の  
詳細はこちら



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

税 国税庁 法人番号7000012050002

# マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です

💡 手順に時間がかかる場合がありますので **お早めの準備**をお願いします

事前準備の詳細は国税庁HPをご確認ください



## 事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
  - ※ スマートフォンのマイナンバーカードも利用できます
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
  - ② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
  - ③ 券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)
  - ※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

### マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されます。お早めに更新手続きをお願いします。



> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

電子証明書のパスワード(①、②)を忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



## 事前準備の流れ

### 1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします

マイナポータルアプリをインストール



利用者登録はこちら



マイナポータル

### 2 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択



### 3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します

マイナポータル



連携



民間送達サービス (e-私書箱、MyPost、民間送達・e-Tax連携サービス)

※ 「民間送達サービス」とは、インターネット上に自分専用のポストを作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスです



e-Tax



ねんきんネット

### 4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子交付への同意を行い、企業との連携を行います  
※ 手続完了まで数日かかる場合があります

民間送達サービス



連携

証明書等を発行する企業



保険会社やふるさと納税ポータルサイト事業者など

### 5 e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する場合は、e-Taxのマイページで情報取得希望の登録を行います



## 動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法などを動画でご案内しています。



## 事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅からマイナンバーカードでe-Tax!



このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。

R7.8



- STEP1 e-Tax にログインし、申告書等データを作成・送信します。
- STEP2 e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に招納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。
- STEP3 「各種手続・サービス」（下図参照）から、利用する納付手段を選択します。

### 受信通知（納付区分番号通知）

「各種手続・サービス」

**実際の受信通知の画面**

---

**ダイレクト納付**

展収された納付区分番号よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐ納付される方

納付日を指定される方

---

**電子納税**

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際は以下のとおり入力してください。  
(控えを撮るか、印刷されることをお断りします。)

納付税品番号	0000
納付番号	納付区分番号を入力してください。
納付番号	納付区分番号を入力してください。
納付区分	7421604315
納付期限	令和06年07月31日
納付金額	10,000円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

インターネットバンキング

---

**スマホアプリ納付**

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続きを行ってください。  
なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付委託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	国税徴収部
納付金額	10,000円

スマホアプリ納付

---

**クレジットカード納付**

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカード支払サイト」で納付手続きを行ってください。  
なお、「国税クレジットカード支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付委託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	国税徴収部
納付金額	10,000円

クレジットカード納付

### 各種キャッシュレス納付の操作方法

#### ダイレクト納付

引き落とし口座や納付日を選択するだけで手順完了です。

⚠️ **ダイレクト納付が表示されない方**  
ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。

#### インターネットバンキングによる納付

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手順を進めます。

#### スマホアプリ納付

利用するPay 払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手順を進めます。  
納付手順完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

#### クレジットカード納付

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手順を進めます。  
納付手順完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は  
国税庁ホームページをチェック!

個人の方におすすめの  
「振替納税」  
もこちらから。



国税庁ホームページ



# 健康コーナー

## 知りたい、現代のお酒との

### 付き合い方

一般社団法人 Lumedia

「酒は百薬の長」という言葉を耳にしたことがある方は多いでしょう。つまり「お酒は薬よりも健康に良い」という意味です。この表現の由来は『漢書・食貨志下』にあり、「塩は食事の要、酒は百薬の長」と記されています。一方で、『徒然草』では「百薬の長とはいへど、万の病は酒よりこそ起れ」と、皮肉を交えてその危うさを指摘しています。昔からお酒には、功罪両面があるという事です。

たばこと比べると、「少量なら健康によい」といったイメージを持つ人も少なくありません。そんな中、厚生労働省が新たに「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を策定しました。実はこれまで、日本には「健康な人」を対象とした明確な飲酒ガイドラインがなかったのです。今回は、このガイドラインをもとに、お酒との上手な付き合い方を考えてみたいと思います。

ガイドラインでは対象を20歳以上の健康な成人とし、飲酒が体に及ぼす影響を理解してもらうことを目的としています。アルコールの影響は個人差が大

きく、その人の体調や年齢、性別、体質などによっても変わります。アルコール分解を担う酵素の活性が人によって異なること、そしてアルコールが全身の臓器に作用することがその理由です。高齢者では転倒や認知機能への影響が問題になり、若年者では脳の発達に悪影響を与える可能性があります。女性は一般的に男性よりアルコールの影響を受けやすい傾向にあります。

飲酒のリスクには、疾病の発症と行動面の問題の両方があります。前者では生活習慣病、肝疾患、がん、アルコール依存症などが挙げられます。後者では、転倒や事故などが代表的です。飲酒時はこちらも、翌日に影響が残るケースもありません。アルコール量は「飲酒量×アルコール濃度×0.8」で計算されますが、少なければ少ないほどリスクは低くなり、同じ量でも個人差がある点には注意が必要です。

健康的にお酒を楽しむためには、いくつかの工夫が有効です。自分の飲酒量を把握し、あらかじめ飲む量を決めておくこと。飲酒前や飲酒中には食事

を取り、水を間に挟むこと。そして週に数日は休肝日を設けること。もちろん、未成年の飲酒や飲酒運転は厳禁ですし、妊娠中やアルコールを受け付けない体質の方は控えるべきです。避けるべき飲み方としては、1回にアルコール量60g以上の多量飲酒、他人への飲酒の強要、不安や不眠を紛らわすための飲酒、療養中の飲酒、飲酒後の運動や入浴などが挙げられます。ガイドラインでは、「健康に良いかどうか」という評価はしていませんが、少なくとも「飲みすぎは健康に良くない」こと、そしてその適量はその人それぞれであると明確に示しています。目安として、健康日本21では「男性40g/日未満、女性20g/日未満」とされています。

では、持病のある場合はどうでしょうか。糖尿病では25g/日を上限とし、個別に判断することが推奨されています。以前は「糖尿病患者は禁酒」とされていましたが、現在では少量の飲酒が合併症リスクを下げる可能性も報告されています。ただし、これはあくまで「飲まない人に飲酒を勧める」という意味ではありません。高血圧では男性20〜30g、女性10〜20gのアルコール量に制限され、長期的には飲酒が血圧上昇を招くことが知られています。動脈硬化性疾患では25g/日まで、もしくは「できるだけ控える」とされています。肥満症では明確な上限はありませんが、多量飲酒はカロリー過多による体重増加を引き起こします。ウイスキーなら太らない、というわけではないのです。

いずれの疾患でも「積極的に飲酒を勧める」立場ではなく、「できるだけ控える」方向にガイドラインが変わってきています。喫煙が時代とともに社会的に受け入れられなくなったように、飲酒についても「節度ある嗜(たしな)み」がこれからのスタンダードになるのかもしれない。

〈まとめ〉

- ・お酒は「百薬の長」と言われますが、飲み過ぎれば健康を害し、適量は人によって異なります。
- ・厚生労働省の新ガイドラインでは「できるだけ控える」ことが基本で、少ないほどリスクは低くなります。
- ・糖尿病や高血圧などの持病がある場合は特に注意が必要で、「嗜む程度」が健康との上手な付き合い方です。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

「筆者紹介」  
一般社団法人 Lumedia 誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届ける「ユースサイト「Lumedia (ルメディア)」を運営している。

# 新しく会員になられた皆さんです。

— よろしくお願ひします —  
令和7年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第2	安房水産(株)	千原 清之	館山市北条1248-1-2F	090(8812)0811	水産養殖業
	(合同) IKOI	井上 恭吾	〃 二子3-1	0470(29)3881	地域密着型通所介護施設
	税理士法人 千葉トラスト会計	葛西 博	〃 北条1454-1	0470(23)4757	税理士業務
館山	SEIKEI 住宅(株)	元廣 大輔	〃 上真倉2396-3	0470(24)0030	不動産業
	(有) 寅丸	鈴木 彪雅	〃 沼985-47	0470(22)1961	漁業
	(株) マウ・マハロ	原田 稔	〃 佐野184	0470(29)5828	介護
富浦	(有) atsumaro	角田 厚子	南房総市富浦町福澤873-1	0470(28)5015	宿泊業・観光業
勝山	(株) Re Shine	黒川 昌憲	鋸南町下佐久間2478-3	0470(55)1538	清掃業
保田	鋸南リゾート(株)	笹生 英之	〃 元名1027-5	0470(29)3822	不動産業
千倉	(株) 甚三郎	岡田 征也	南房総市千倉町大川262	090(7013)5397	観光体験企画・運営業
	和実(株)	牧野 平	〃 千倉町北朝夷2806	0470(44)2325	福祉事業
	(株) 曾我部商店	曾我部 晋一	〃 千倉町瀬戸2525-2	090(8302)6712	不動産賃貸業
	(株) STELLAR	佐藤 凧子	〃 千倉町忽戸601-1	050(1807)9557	宿泊業・PRマーケティング業
丸山	(株) 小野寺建築	小野寺 一	南房総市安馬谷3329-10	0470(46)4545	建築業
和田	(株) 鈴木鉄工	鈴木 清隆	〃 和田町下三原462	0470(47)3035	鉄工業
江見	愛幸工業(合同)	畠山 幸人	鴨川市太海1958	04(7096)6560	管工事業
鴨川南	(有) 福田はかりや店	福田 雄治	〃 前原182	04(7092)1158	小売業
鴨川中央	(株) TaKa SUZUKI	鈴木 貴信	〃 横渚138-1	04(7093)1145	洋菓子 & チョコレート製造販売
長狭	LA SELVAGGINA KAMOGAWA(合同)	苅込 太郎	〃 金東1827	090(6342)5767	食肉加工・有害鳥獣捕獲
天津小湊	ヤマチョウ(合同)	西川 吉保	〃 浜荻1337	04(7094)0078	水産加工業
	(一社) よもぎ	唐鎌 稔	〃 四方木345	04(7099)0190	体験コミュニティ
管外	(株) 新千葉 TECH	小金 郁恵	千葉県市原市五井中央東2-5-11 NHビル2-1	0436(63)2866	建設業

## 法人会の動き

令和8年1月以降の当面の事業・予定

月 日	事業・会議	会場
1.14(水)	館山税務懇話会例会	夕日海岸昇鶴
1.22(木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市文化体育館
1.23(金)~24(土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会館
1.23(金)	決算法人説明会	法青会館
1.26(月)	県法連・新年賀詞交歓会	ポートプラザちば
2.13(金)	青年連協第16回千葉サミット	ポートプラザちば
2.16(月)	e-Taxによる確定申告の早期提出館山税務懇話会(法人会会長ほか)	館山税務署
2.18(水)	県法連・厚生委員会	ポートプラザちば
3.13(金)	県法連・事務局長会議	ポートプラザちば
3.16(月)	女連協令和7年度第2回常任理事会	ポートプラザちば
3.17(火)	県法連・総務委員会	ポートプラザちば
3.17(火)	第4回理事会	夕日海岸昇鶴
4.16(木)	女性フォーラム(埼玉大会)	ソニックシティ
4.21(火)	第1回理事会	夕日海岸昇鶴
5.18(月)	青年・女性連協理事会・講演会・交流会	ポートプラザちば
6. 9(火)	第54回定時総会	夕日海岸昇鶴
6.22(月)	県法連第13回定時総会・役員大会	オークラ千葉ホテル

# 税を考える週間で税務街頭広報

## 11月11日おどやスーパーセンター館山店で 税を考える主管行事として税の意義をピーアール



- 国の財政と消費税の役割
- キャッシュレス納付、e-TAX
- ボールペン、絵はがきコンクール  
ティッシュの配布
- 館山税務署・法人会・青色申告会・  
間税会・納連が共同で実施



## 女性部会が主導 租税教育活動への取り組み



鋸南小学校、千倉小学校で実施



10月15日 審査会

## インターネットで セミナー受講

館山法人会のホームページ (<http://www.tateyama-houjinkai.or.jp/>) から無料でセミナーがご覧いただけます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適で、映像と音声による本格的なセミナーです。勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご活用ください。法人会会員の場合、会員専用IDとパスワードを入れてログインすれば、より多くのコンテンツが視聴できます。



お問い合わせは  
法人会事務局まで。 ☎ 0470-22-1389

## 編集後記

自転車の交通違反に「青切符」を交付し、反則金を納付させる新しい制度が今年の4月に始まるのに向け、警察庁の官民連携協議会が自転車に特化した「交通安全教育ガイドライン」を昨年の12月に公表。このガイドラインでは小学生から高齢者までを7つに分類し、各年代の事故などの特徴に基づいて、「ながらスマホ」、ヘルメットの着用義務、飲酒運転による社会的責任などについて教育するようだ。最近、車の運転をしていると自転車の逆走等、ヒヤリとする場面に遭遇することが多くなった。この交通違反制度やガイドラインによる教育ですこでも交通事故のない安全な世の中になって欲しいと願っています。

会報	第131号
発行年月日	令和8年1月15日
発行責任者	本間 亨
編集責任者	鈴木 辰也
発行	(公社) 館山法人会
電話	0470-22-1389
FAX	0470-23-3195

## 【表紙】 南房総市千倉町の初日の出

◆花摘み  
また、千倉町内の白間津、七浦地区の花畑は、露地栽培が盛んで、菜の花や金魚草、ポピー、キンセンカなど数多くの花が1月から3月中旬にかけて開花し、お花摘みをする事ができます。海を見ながら早春の春をお楽しみください。  
(写真提供…松井啓悟)



◆初日の出  
南房総千倉町は、千葉県南端に位置するエリアで、自然豊かな景観が魅力。特に、初日の出スポットは、豊かな海や空、そして雄大な山々を背景に、美しい朝光を眺めることができます。道の駅ちくら「潮風王国」は、親子連れにおすすめの素敵な初日の出スポットです。道の駅から海沿いに続く千田海岸は、磯遊びに最適な岩礁が広がっており、お子さんたちは自然と触れ合いながら、美しい日の出を眺めることができ、家族みんなで感動の瞬間を共有できます。南千倉海岸に広がる南千倉海水浴場は、その美しい海岸が広がるスポットで、サーフィンスポットとしても知られています。最後に白間津地区に誇らしく佇む南房千倉大橋は、その美しい風景からフジテレビのドラマ「サマーロード」のロケ地にも選ばれた場所で、初日の出の穴場スポットとしても知られています。